



難病医療費助成制度を活用しませんか？

1. 難病医療費助成制度とは

難病医療費助成制度とは、難病のうち医療費助成の対象となる**指定難病**(表 1)にかかる**医療費が助成される**制度です。**指定医療機関**(病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション)で使用できます。

表 1 指定難病 (抜粋)

筋ジストロフィー
多発性硬化症／視神経脊髄炎
シャルコー・マリー・トゥース病
パーキンソン病 など 338 疾患

2. 申請から支給までの流れ

申請書類を揃えて住民票上の現住所がある都道府県・指定都市に申請します。**診断書は難病指定医が作成します**。都道府県が審査を行い、1.支給認定 2. 軽症高額 のいずれかに該当する場合に受給者証を支給します。(図 1)

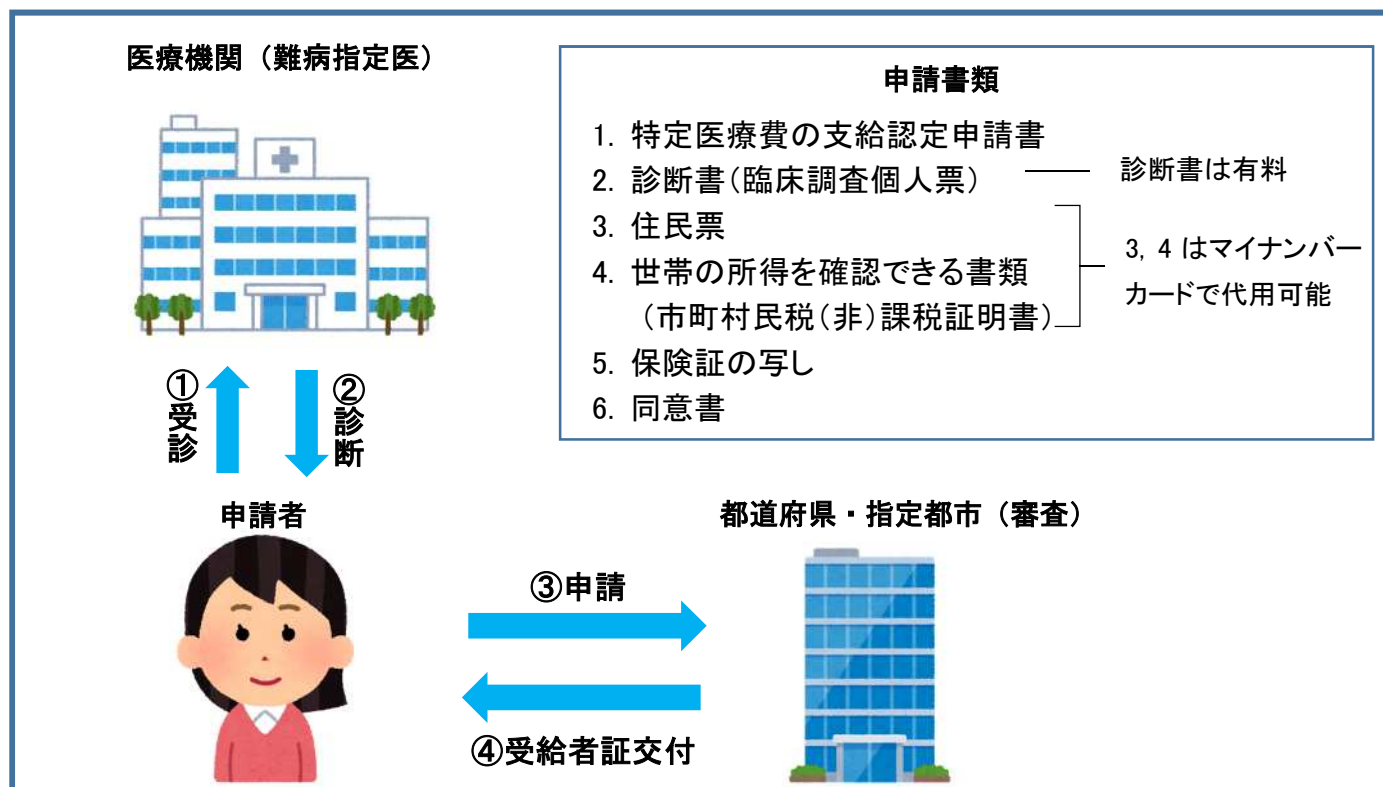


図 1 申請から支給までの流れ

3. 認定の有効期間

支給認定の有効期間は**原則1年**以内です。受給者には毎年更新のお知らせが届きます。

4. 自己負担上限額・高額療養費との併用

所得・課税額に応じて医療費の自己負担があります。また、指定難病以外で医療機関を受診する同一世帯で健康保険を利用する場合は高額療養費と併用すると負担額が軽くなる場合があります。

詳しくは住民票のある都道府県・指定都市の保健所や福祉課にお問い合わせみて下さい。